

募集定員・通学区域

学校教育法施行令

別表 1

令和 8 年度京都府立特別支援学校幼稚部・高等部等
第 1 学年生徒等募集定員

学 校 名	部 及 び 科	学 科	募集定員	摘 要
盲 学 校	幼 稚 部		若干名	視 覚 障 害 教 育
	高 等 部	普 通 科	10 名	
		保健理療科	8 名	
	高等部専攻科	普 通 科	10 名	
		保健理療科	10 名	
		理 療 科	10 名	
	高等部専攻科研究部	理 療 科	10 名	
盲 学 校 舞 鶴 分 校	幼 稚 部		若干名	視 覚 障 害 教 育
聾 学 校	幼 稚 部		若干名	聴 覚 障 害 教 育
	高 等 部	普 通 科	10 名	
		京都アート科	8 名	
		情 報 科	8 名	
聾 学 校 舞 鶴 分 校	幼 稚 部		若干名	聴 覚 障 害 教 育
向 日 が 丘 支 援 学 校	高 等 部	普 通 科	30 名	知 的 障 害 教 育 肢 体 不 自 由 教 育
宇 治 支 援 学 校	高 等 部	普 通 科	40 名	知 的 障 害 教 育 肢 体 不 自 由 教 育
城 陽 支 援 学 校	高 等 部	普 通 科	10 名	知 的 障 害 ・ 肢 体 不 自 由 教 育 (重 度 重 複 障 害 生 徒 対 象)
		ビジネス総合科	20 名	知 的 障 害 教 育
八 幡 支 援 学 校	高 等 部	普 通 科	20 名	知 的 障 害 教 育 肢 体 不 自 由 教 育
		福祉総合科	10 名	知 的 障 害 教 育
井 手 や ま ぶ き 支 援 学 校	高 等 部	普 通 科	20 名	知 的 障 害 教 育 肢 体 不 自 由 教 育
南 山 城 支 援 学 校	高 等 部	普 通 科	20 名	知 的 障 害 教 育 肢 体 不 自 由 教 育
丹 波 支 援 学 校	高 等 部	普 通 科	30 名	知 的 障 害 教 育 肢 体 不 自 由 教 育
中 丹 支 援 学 校	高 等 部	普 通 科	30 名	知 的 障 害 教 育 肢 体 不 自 由 教 育
舞 鶴 支 援 学 校	高 等 部	普 通 科	30 名	知 的 障 害 教 育 肢 体 不 自 由 教 育
与 謝 の 海 支 援 学 校	高 等 部	普 通 科	20 名	知 的 障 害 教 育 肢 体 不 自 由 教 育

別表 2

令和 8 年度京都府立特別支援学校幼稚部・高等部等通学区域

学 校 名 等		通 学 区 域 又 は 対 象 者
盲 学 校	幼 稚 部	京都市、向日市、長岡京市、大山崎町、宇治市 城陽市、八幡市、京田辺市、木津川市、久御山町 井手町、宇治田原町、笠置町、和束町、精華町 南山城村、亀岡市、南丹市、京丹波町
	高 等 部 等	府の区域の全部
盲 学 校 舞 鶴 分 校	幼 稚 部	綾部市、福知山市、舞鶴市、宮津市、京丹後市 伊根町、与謝野町
聾 学 校	幼 稚 部	京都市、向日市、長岡京市、大山崎町、宇治市 城陽市、八幡市、京田辺市、木津川市、久御山町 井手町、宇治田原町、笠置町、和束町、精華町 南山城村、亀岡市、南丹市、京丹波町
	高 等 部	府の区域の全部
聾 学 校 舞 鶴 分 校	幼 稚 部	綾部市、福知山市、舞鶴市、宮津市、京丹後市 伊根町、与謝野町
向日が丘支援学校	高 等 部	向日市、長岡京市、大山崎町
宇 治 支 援 学 校	高 等 部	宇治市、城陽市
城 陽 支 援 学 校	高 等 部 普 通 科	独立行政法人国立病院機構南京都病院入所者
	高 等 部 ビジネス総合科	宇治市、城陽市、八幡市、京田辺市、木津川市 久御山町、井手町、宇治田原町、笠置町、和束町 精華町、南山城村
八 幡 支 援 学 校	高 等 部 普 通 科	八幡市、久御山町 桃山学園入所者
	高 等 部 福祉総合科	宇治市、城陽市、八幡市、京田辺市、木津川市 久御山町、井手町、宇治田原町、笠置町、和束町 精華町、南山城村 桃山学園入所者（ただし、八幡支援学校中学部 在籍者に限る。）
井手やまぶき支援学校	高 等 部	京田辺市、木津川市（梅美台小学校区、州見台小 小学校区、城山台小学校区、上狛小学校区、棚倉小 小学校区）、井手町、宇治田原町
南 山 城 支 援 学 校	高 等 部	木津川市（木津小学校区、相楽小学校区、高の原 小学校区、相楽台小学校区、木津川台小学校区、 加茂小学校区、恭仁小学校区、南加茂台小学校区）、 笠置町、和束町、精華町、南山城村
丹 波 支 援 学 校	高 等 部	亀岡市、南丹市、京丹波町
中 丹 支 援 学 校	高 等 部	綾部市、福知山市
舞 鶴 支 援 学 校	高 等 部	舞鶴市
与謝の海支援学校	高 等 部	宮津市、京丹後市、伊根町、与謝野町

注1 八幡支援学校高等部普通科の通学区域のうち、次表左欄の調整地域については、次表右欄のとおり取り扱う。

調整地域	取扱い
八幡市八幡樋ノ口 八幡市川口高原 八幡市八幡長町（宇治川以南）	志願先の特別支援学校は、原則として八幡支援学校とする。ただし、保護者が京都市立呉竹総合支援学校高等部入学を希望する場合には、個別協議の上、志願先の特別支援学校を決定する。
八幡市八幡長町（宇治川以北） 久世郡久御山町大橋辺	志願先の特別支援学校は、原則として京都市立呉竹総合支援学校とする。ただし、保護者が八幡支援学校高等部入学を希望する場合には、個別協議の上、志願先の特別支援学校を決定する。

注2 井手やまぶき支援学校の通学区域のうち、京田辺市立大住小学校区、京田辺市立松井ヶ丘小学校区、京田辺市立薪小学校区及び京田辺市立桃園小学校区在住の者で、保護者が八幡支援学校高等部普通科入学を希望する場合には同校を志願先の特別支援学校とし、次のとおり手続を行うこと。

- ① 既に八幡支援学校中学部に在籍している場合には、八幡支援学校普通科を志願先の特別支援学校とし、八幡支援学校へ書類を提出すること。ただし、城陽支援学校職業学科を第1志望としている場合は、城陽支援学校へ書類を提出すること。
- ② 注2に記載の小学校区在住で、井手やまぶき支援学校中学部に在籍する生徒が八幡支援学校高等部普通科を志願する場合には、八幡支援学校へ書類を提出すること。
- ③ 注2に記載の小学校区在住で、京田辺市立中学校に在籍する生徒が八幡支援学校高等部普通科を志願する場合には、特別事情具申手続（71 ページ）を行った上、八幡支援学校へ書類を提出すること。ただし区域外通学で京田辺市立中学校以外の中学校に在籍する場合も同じ手続を行う。

注3 京都市のうち、次表左欄の調整地域については、次表右欄のとおり取り扱う。

なお、京都府立特別支援学校高等部を志願する場合には、特別事情具申手続（71 ページ）を行った上、出願手続を行うこと。

調整地域	取扱い
伏見区淀際目町 伏見区淀生津町 伏見区向島下五反田	志願先の特別支援学校は、原則として八幡支援学校とする。ただし、保護者が京都市立呉竹総合支援学校高等部入学を希望する場合には、個別協議の上、志願先の特別支援学校を決定する。
右京区京北 (京都市立京都京北小中学校区)	保護者が丹波支援学校高等部入学を希望する場合には、個別協議の上、志願先の特別支援学校を決定する。

学校教育法施行令（参考）

第 22 条の 3 法第 75 条の政令で定める視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者の障害の程度は、次の表に掲げるとおりとする。

区 分	障 害 の 程 度
視覚障害者	両眼の視力がおおむね 0.3 未満のもの又は視力以外の視機能障害が高度のもののうち、拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が不可能又は著しく困難な程度のもの
聴覚障害者	両耳の聴力レベルがおおむね 60 デシベル以上のもののうち、補聴器等の使用によっても通常の話声を解することが不可能又は著しく困難な程度のもの
知的障害者	1 知的発達が遅滞があり、他人との意思疎通が困難で日常生活を営むのに頻繁に援助を必要とする程度のもの 2 知的発達遅滞の程度が前号に掲げる程度に達しないものうち、社会生活への適応が著しく困難なもの
肢体不自由者	1 肢体不自由の状態が補装具の使用によっても歩行、筆記等日常生活における基本的な動作が不可能又は困難な程度のもの 2 肢体不自由の状態が前号に掲げる程度に達しないものうち、常時の医学的観察指導を必要とする程度のもの
病弱者	1 慢性の呼吸器疾患、腎臓疾患及び神経疾患、悪性新生物その他の疾患の状態が継続して医療又は生活規制を必要とする程度のもの 2 身体虚弱の状態が継続して生活規制を必要とする程度のもの

備考

- 1 視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によつて測定する。
- 2 聴力の測定は、日本工業規格によるオーディオメータによる。